

平成 2 2 年第 4 回港区議会定例会提出予定案件

議案第 1 0 0 号

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の給料の額及び期末手当の支給月数を改定するものです。

内 容

(1) 給料の額の改定

- ・ 区長 1 1 2 万 5 , 0 0 0 円 1 1 2 万 1 , 0 0 0 円
- ・ 副区長 9 0 万 5 , 0 0 0 円 9 0 万 2 , 0 0 0 円

(2) 平成 2 2 年度の期末手当の支給月数の引下げ

- ・ 1 2 月支給分 1 . 6 5 月 1 . 6 0 月
- ・ 3 月支給分 0 . 2 5 月 0 . 1 5 月

この引下げに伴い、平成 2 2 年度の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

- ・ 3 . 4 5 月 3 . 3 0 月 (0 . 1 5 月)

(3) 平成 2 3 年度以降の期末手当の支給月数の改定

- ・ 期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。
(括弧内は、現行規定からの引下げ月数)

6 月分	1 2 月分	3 月分	年 間
1 . 5 0 月 (0 . 0 5)	1 . 5 5 月 (0 . 1 0)	0 . 2 5 月 (0)	3 . 3 0 月 (0 . 1 5)

(4) その他規定の整備

- 施行期日 (1) 平成 2 3 年 1 月 1 日
(2) 及び (4) 公布の日
(3) 平成 2 3 年 4 月 1 日

港区教育委員会教育長の期末手当についても、港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例第 4 条の規定により同様の引下げとなります。

議案第 1 0 1 号

港区教育委員会教育長の給与、旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、教育長の給料の額を改定するものです。

内 容	給料の額の改定	
	・ 78万4,000円	78万1,000円
施行期日	平成23年1月1日	

議案第102号

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員の給与を改定するものです。

内 容

(1) 給料月額の変更

- ・ 例：行政職給料表（一）平均改定率 1.2%

(2) 地域手当の支給割合の引き上げ

- ・ 17% 18%

(3) 平成22年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数の引き下げ

ア 期末手当の支給月数の引き下げ（平成23年3月支給分）

- | | | | |
|-------------|---|-------|-------|
| ・ 管理職員以外の職員 | } | 0.25月 | 0.10月 |
| ・ 管 理 職 員 | | | |
| ・ 再 任 用 職 員 | | 0.10月 | 0.05月 |

イ 勤勉手当の支給月数の引き下げ（平成22年12月支給分）

- | | | |
|--------------------|-------|-------|
| ・ 管理職員以外の職員 | 0.70月 | 0.65月 |
| ・ 管 理 職 員 | 0.90月 | 0.85月 |
| ・ 再任用職員（管理職員以外の職員） | | |
| | 0.35月 | 0.30月 |
| ・ 再任用職員（管理職員） | 0.45月 | 0.40月 |

この引き下げに伴い、平成22年度の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

- | | | | |
|-------------|---|-------|-----------|
| ・ 管理職員以外の職員 | } | 4.15月 | 3.95月 |
| ・ 管 理 職 員 | | | |
| ・ 再 任 用 職 員 | | 2.20月 | 2.10月 |
| | | | (0.10月) |

(4) 平成23年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

- ・ 期末手当及び勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

ア 期末手当の改定（括弧内は、現行規定からの引下げ月数）

	6月分	12月分	3月分	年間
管理職員以外の職員	1.15月 (0.05)	1.20月 (0.10)	0.25月 (0)	2.60月 (0.15)
管 理 職 員	0.95月 (0.05)	1.00月 (0.10)	0.25月 (0)	2.20月 (0.15)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.65月 (0)	0.70月 (0.05)	0.10月 (0)	1.45月 (0.05)
再任用職員 (管 理 職 員)	0.55月 (0)	0.60月 (0.05)	0.10月 (0)	1.25月 (0.05)

イ 勤勉手当の改定（括弧内は、現行規定からの引下げ月数）

	6月分	12月分	年間
管理職員以外の職員	0.675月 (0.025)	0.675月 (0.025)	1.35月 (0.05)
管 理 職 員	0.875月 (0.025)	0.875月 (0.025)	1.75月 (0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.325月 (0.025)	0.325月 (0.025)	0.65月 (0.05)
再任用職員 (管 理 職 員)	0.425月 (0.025)	0.425月 (0.025)	0.85月 (0.05)

(5) 平成 2 3 年 3 月に支給する期末手当に関する特例

- ・平成 2 2 年 4 月からの公民較差相当分の解消を図るため、平成 2 3 年 3 月に支給する期末手当から所要の調整額を差し引きます。

(6) その他規定の整備

- 施行期日 (1)、(2) 及び (5) 平成 2 3 年 1 月 1 日
 (3) 及び (6) 公布の日
 (4) 平成 2 3 年 4 月 1 日

議案第 1 0 3 号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を改定するものです。

内 容

(1) 給料月額の設定

・平均改定率 1.1%

(2) 地域手当の支給割合の引上げ

・17% 18%

(3) 平成22年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数の引下げ

ア 期末手当の支給月数の引下げ(平成23年3月支給分)

・管理職員以外の職員	}	0.25月	0.10月
・管理職員			
・再任用職員		0.10月	0.05月

イ 勤勉手当の支給月数の引下げ(平成22年12月支給分)

・管理職員以外の職員	0.70月	0.65月
・管理職員	0.90月	0.85月
・再任用職員(管理職員以外の職員)	0.35月	0.30月
・再任用職員(管理職員)	0.45月	0.40月

この引下げに伴い、平成22年度の期末手当及び勤勉手当の支給月数は、次のように改定されます。

・管理職員以外の職員	}	4.15月	3.95月
・管理職員			
・再任用職員		2.20月	2.10月
			(0.10月)

(4) 平成23年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

・期末手当及び勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

ア 期末手当の改定(括弧内は、現行規定からの引下げ月数)

	6月分	12月分	3月分	年間
管理職員以外の職員	1.15月 (0.05)	1.20月 (0.10)	0.25月 (0)	2.60月 (0.15)
管理職員	0.95月 (0.05)	1.00月 (0.10)	0.25月 (0)	2.20月 (0.15)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.65月 (0)	0.70月 (0.05)	0.10月 (0)	1.45月 (0.05)
再任用職員 (管理職員)	0.55月 (0)	0.60月 (0.05)	0.10月 (0)	1.25月 (0.05)

イ 勤勉手当の改定（括弧内は、現行規定からの引下げ月数）

	6月分	12月分	年間
管理職員以外の職員	0.675月 (0.025)	0.675月 (0.025)	1.35月 (0.05)
管 理 職 員	0.875月 (0.025)	0.875月 (0.025)	1.75月 (0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.325月 (0.025)	0.325月 (0.025)	0.65月 (0.05)
再任用職員 (管 理 職 員)	0.425月 (0.025)	0.425月 (0.025)	0.85月 (0.05)

(5) 平成 2 3 年 3 月に支給する期末手当に関する特例

- ・平成 2 2 年 4 月からの公民較差相当分の解消を図るため、平成 2 3 年 3 月に支給する期末手当から所要の調整額を差し引きま
す。

(6) その他規定の整備

- 施行期日 (1)、(2) 及び (5) 平成 2 3 年 1 月 1 日
(3) 及び (6) 公布の日
(4) 平成 2 3 年 4 月 1 日

議案第 1 0 4 号

平成 2 2 年度港区一般会計補正予算（第 3 号）

本案の概要は、別表 1 のとおりです。

議案第 1 0 5 号

平成 2 2 年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）

本案の概要は、別表 2 のとおりです。

議案第 1 0 6 号

平成 2 2 年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）

本案の概要は、別表 3 のとおりです。

議案第107号

平成22年度港区介護保険会計補正予算（第2号）

本案の概要は、別表4のとおりです。

平成22年度港区一般会計補正予算(第3号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	682,083	5,379	676,704		5,379	1 職員人件費の減 (1)一般職員 5,379 (5,379)
2 総務費	22,477,875	235,086	22,242,789		235,086	1 職員人件費の減 (1)特別職 (2)一般職員 235,086 (731) (234,355)
3 環境清掃費	6,314,332	69,271	6,245,061		69,271	1 職員人件費の減 (1)一般職員 69,271 (69,271)
4 民生費	37,770,563	141,105	37,629,458		141,105	1 職員人件費の減 (1)一般職員 119,697 (119,697) 2 安心できる保健・医療体制の推進に要する経費の減 (1)国民健康保険事業会計繰出金の減 2,459 (2,459) 3 地域で支え合う体制整備に要する経費の減 (1)後期高齢者医療会計繰出金の減 1,907 (1,907) 4 介護サービス・高齢者福祉サービスの充実に要する経費の減 (1)介護保険会計繰出金の減 17,042 (17,042)
5 衛生費	4,368,344	68,393	4,299,951		68,393	1 職員人件費の減 (1)一般職員 68,393 (68,393)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 産業経済費	3,084,390	8,007	3,076,383		8,007	1 職員人件費の減 (1)一般職員 8,007 (8,007)
7 土木費	14,714,774	54,240	14,660,534		54,240	1 職員人件費の減 (1)一般職員 54,240 (54,240)
8 教育費	17,119,402	147,660	16,971,742	繰入金 729,141	581,481	1 職員人件費の減 (1)教育長 (2)一般職員 (3)教職員 147,660 (196) (103,115) (44,349) 2 学校施設建設費の財源更正 -
歳出合計	109,327,565	729,141	108,598,424	729,141		

繰入金	千円 729,141
-----	---------------

学校施設建設費においては、芝浦小学校等改築に充当している財政調整基金繰入金を減額することに伴い、財源を更正するものです。

平成22年度港区国民健康保険事業会計補正予算(第1号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	440,314	2,459	437,855	繰入金 2,459	1 職員人件費の減 (1)一般職員 2,459 (2,459)
歳出合計	19,533,994	2,459	19,531,535	2,459	

平成22年度港区後期高齢者医療会計補正予算(第1号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	176,429	1,907	174,522	繰入金 1,907	1 職員人件費の減 (1)一般職員 1,907 (1,907)
歳出合計	3,988,613	1,907	3,986,706	1,907	

平成22年度港区介護保険会計補正予算(第2号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	481,857	17,042	464,815	繰入金 17,042	1 職員人件費の減 (1)一般職員 17,042 (17,042)
歳出合計	11,358,446	17,042	11,341,404	17,042	